

山野峡大田ワイナリーに係る
ワイン製造機械の導入

仕 様 書

株式会社福山健康舎

総則

1 目的

この仕様書は、山野峡大田ワイナリーに係るワイン製造機械の導入に関する仕様について定める。

2 対象範囲

対象範囲は山野峡大田ワイナリーに係るワイン製造機械の導入にかかる仕様書に記載されたとおりである。

3 一般事項

- (1) 食品衛生法や酒税法等の基準に適合していること。
- (2) 労働安全、作業性の向上の観点を重視した構造の機器とすること。
- (3) その他関係法令に適合した機器とすること。

4 機器仕様等

- (1) 当該仕様書に掲載した調理器具は、参考品である。
- (2) 機器の整備にあたっては「山野峡大田ワイナリーに係るワイン製造機械の導入にかかる仕様書」、「機械配置図」を参考の上、寸法、数値、仕様、能力等が同等以上のものを納入・据付・検査・試運転調整を行うこと。
- (3) 「山野峡大田ワイナリーに係るワイン製造機械の導入にかかる仕様書」記載の備品において、受注後、受注業者の都合により、機器寸法変更や仕様変更などが生じる場合は、特記仕様書に記載される能力、性能を遵守した上で建物やスペースなどに影響しない範囲に限り、寸法の増減については協議とし、指示に従うこと。またそれに伴う追加の費用は受注業者が負担すること。
- (4) 本仕様書及び関係書類に記載していない事項（法令に定めるものを除く）または疑義が生じた事項については別途協議とする。
- (5) 本仕様書及び関係書類に記載されていない事項でも構造上並びに機能上当然必要なことは受注業者の責任において指示に従い行うこと。

5 整備の期間

契約日から平成 29 年 8 月 31 日 17 時まで

(調整点検を終了し、ワイン醸造設備が完動できる状態であること)

6 整備場所

福山市山野町山野 858-1、858-4 に整備する山野峡大田ワイナリー

7 搬入据付

- (1) 搬入の際は、床・壁等建物を傷めないに受注業者にて養生を行うこと。
- (2) 運搬据付後の残材等は、受注業者の負担において処分すること。

8 試運転調整及び取扱説明

- (1) 試運転調整や取扱説明の日時や方法等については協議の上決定すること。
- (2) 試運転実施の際、故障・異常・製品のキズ等不具合を発見した場合は受注業者が速やかに対応すること。

9 保証

- (1) 保証期間については使用開始後、1年間とする。
- (2) 万一、材料・製造及び据付上の不備、製品の不良、工作上的粗雑等の原因で所定の性能を発揮しない場合は、納入年数の経過に関わらず、受注業者の負担において点検整備、改造、その修理または部品の交換を行うこと。

10 提出書類

下記書類を2部提出すること。

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 備品納入工程表 | 契約後速やかに |
| (2) 製作承認図面 | 契約後速やかに |
| (3) 搬入作業写真 | 完成図書として製本 |
| (4) 試運転調整報告書 | 完成図書として製本 |
| (5) 完成写真 | 完成図書として製本 |
| (6) 取扱説明書 | 完成図書として製本 |
| (7) 完成届 | 完成図書として製本 |

11 その他

受注業者は取扱説明日以外に醸造開始後、一定の期間立会いをすること。なお、立会の期間及び期日は別途協議する。

関係書類

本仕様書に関する書類は以下のとおりである。

- (1) 山野峡大田ワイナリーに係るワイン製造機械の導入にかかる仕様書
- (2) 機械配置図